広報
まつだい
1982／9月
■発行　新潟県松代町公民館　電話 松代7－2301番　昭和57年9月15日　第274号

夏空に意気高く

第３回町民体育祭
入場式より

《人口の動き》　男3,303(－３)　女3,352(－16)　計6,655(－19)　世帯数1,783(－５)
９月１日現在　　出生６　死亡８　転入８　転出25

二年ぶりに優勝旗をだっかん

力強く選手宣誓する柳さん

カメラ散歩

男同士のタバコキス

「町民の融和と健康づくり」をテーマに八月二十二日、町民体育祭が真夏日の松代中グランドで行なわれました。当日は町民総参加とあって役員、選手応援団二千人によるマンモス大会となり、松代中ブラスバンドの演奏にあわせての入場行進も堂々としたもの。

スポーツを通じて明るく豊かな町づくりにしてほしいと秋山町長のあいさつ、答えるように柳孝次郎（犬伏）さんの力強い選手宣誓で二十競技種目による熱戦が開始されました。これからの町を背負う児童生徒の力強い走り、綱も切れんばかりの怪力綱引き、ユニークな応援合戦も花もそえてくれました。

奴奈川チーム四二四点を取り斉木賢秀団長に優勝杯が渡され、楽しい一日が終りました。

おとと一手をつかってはだめ

落すな、落すなよ

つれるかな？

せっかく髪をセットしたのに

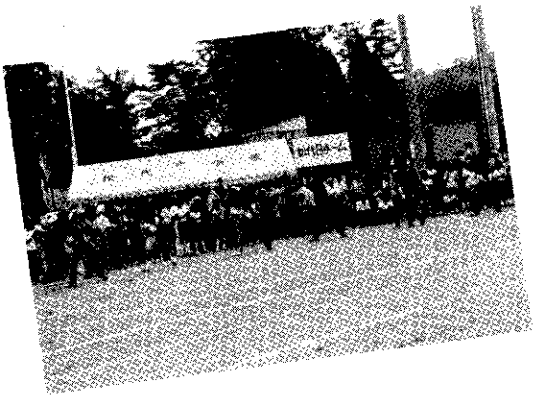

応援合戦があったら？位かな

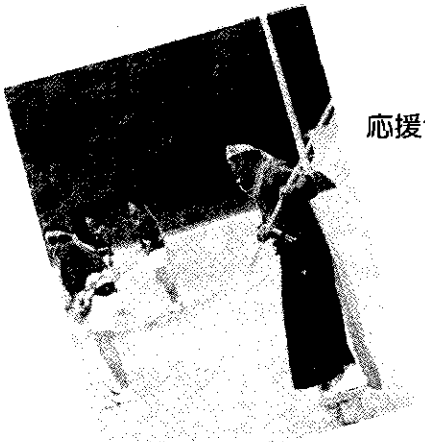

ヒゲは汗で落ちたのかな！

⊙第三回町民体育祭成績

一位	奴奈川地区	四二四点
二位	山平地区	四〇八点
三位	伊沢地区	四〇二点
四位	松代B地区	三四四点
五位	南部地区	三一四点
六位	峰方地区	二九二点
七位	松代地区	二八七点

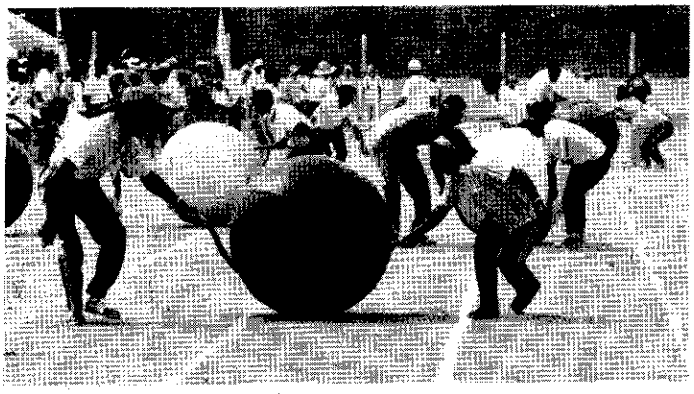

ゆっくり、早く、あわてないで

健康と融和を願って

今日はソクセキの恋人？

いすは大丈夫かな？

特集

改正食糧管理法(新食管法)のあらまし

「食糧管理法」が三十年ぶりに改正され、新食管制度が今年の一月十五日から施行されました。どのように改正されたのか、直接、生産者や消費者に関係のある事項についてお知らせします。

◎改正の趣旨

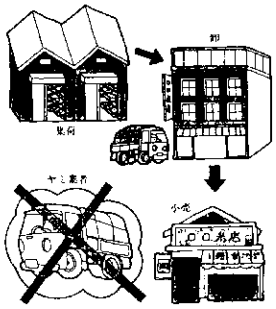

食糧管理法（以下食管法という）は、昭和十七年に制定されて以来、戦中戦後を通じ、その時々の食糧事情等の変化に対応しつつ、国民の食糧の確保と経済の安定に重要な役割を果たしてきました。しかしながら食管法は、食糧の絶対的不足を前提とし、国民に対し量的に公平に分配することを基本としていたため、食糧の不足時には有効に機能したものでしたが、現在は米の過剰生産、消費の減退傾向など経済環境の変化に対応することが難しく、かつ購入券（飯米通帳）制度に見られるように規制内容と経済実態とかけはなれが生じ、食管法に対する遵法精神を失なわせる一因となっていました。

このような状態を放置した場合、制度全体の崩壊が強く懸念されるに至ったため、「国民の必要量について、生産者に対しその再生産を確保し、また消費者に対して安定的にその供給責任を果たす」とする食管制度の根幹は維持しながら、米の過剰、不足いかなる需給事情の変動にも的確に対応できる制度に再編成すべく、今次改正が行われたものであります。

▲主な改正点のあらまし▼

①配給制度の廃止

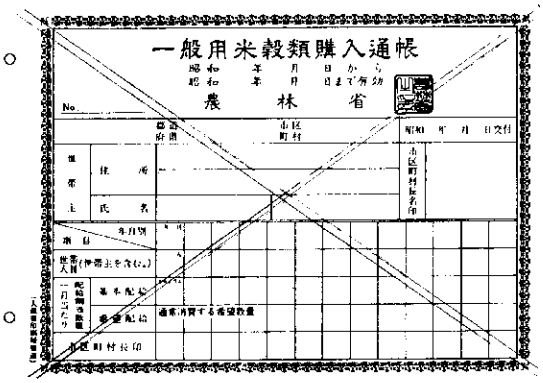

消費者の配給割当の保証として発行されていた購入券、いわゆる「飯米通帳」制度を、通常時には廃止し、緊急時には政令によりこれを復活させることとなりました。

※緊急時とは、米穀の需給が著しく逼迫し、適正かつ円滑な供給が相当期間極めて困難になる場合をいう。

②基本計画及び供給計画の策定

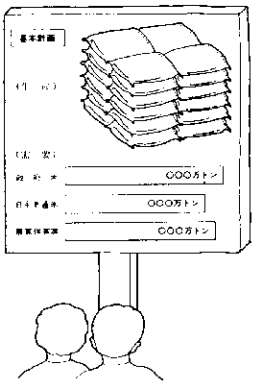

国は毎年「基本計画」を立てて、これに沿って米の安定供給を確保するための「実施計画」（供給計画）を策定することになりました。

地方段階では具体的にどうなるかというと、例えば、白主米は「これだけ欲しい」といった供給計画を立てる。これまでは卸や小売業者が売りたい米をスムーズに売れなかったため、消費者も品質の落ちたまずい米を買わされたが、このようなことが改善されます。

③自主流通制度の法定化

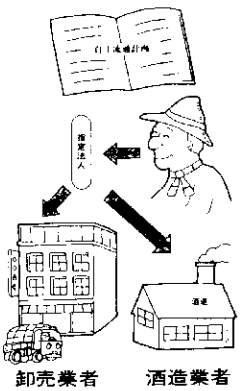

改正前は、自主流通制度は生産者の米穀の売渡制限の例外として政令で規定されていたが、これを法律上明確な位置付けを行ったものです。

しかしこれによって、米穀の政府全量管理を部分管理への移行又は、自主米の量の増加を意図するものでなく、現行制度と大きく異るところではありません。

④集荷業者制度の改正

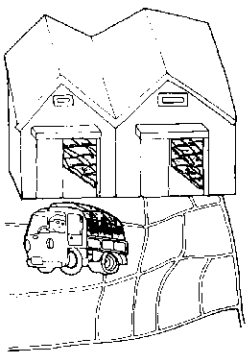

改正では、不正規流通（ヤミ

米」を厳しくチェックするため、集荷業者の地位と責任が明確にされました。

また、これまで国がノータッチだったくず米や砕米などの特定低品位米を専門に集荷、販売する業者に対しても、指定、許可制を取り入れた。この背景には、これらを扱う業者がヤミ米の温床となっていたため、新しく法の網をかぶせてチェックすることになったものです。

⑤販売業者制度の改正

標識

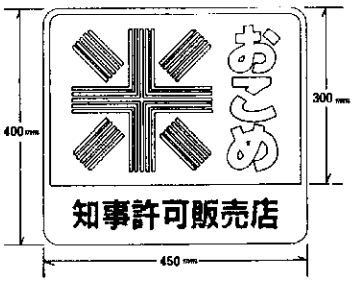

都道府県知事の許可を受けた小売販売業者はこの標識を店頭に掲示します。
標識の色は濃紺（DIC 641）です。

販売業者は、県知事の登録制であったものを、県知事の許可制に改めたことにより、法律上米穀の流通を担う者として、その地位と責任とが明確にされました。

また、人口二十万人以上の人口急増地域（本県では新潟市だけ）では、既存の小売業者が県知事の許可を受けて、15kg以下の小袋詰精米のみを販売する販売所（ブランチ）を開設できるようになりました。

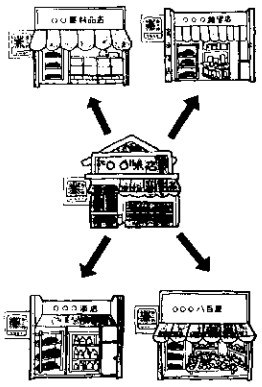

大都市での消費拡大がねらいで、スーパーなどの店頭に、持ち帰り用の便利な小袋詰の米が並ぶことになります。

⑥米飯提供業者登録制度の廃止

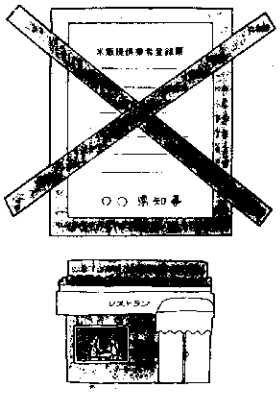

食堂などの開設に当っては、食管法上での登録等の手続きは要しないことになります。

また、大型外食事業者に対しては均質な米を大量に、かつ安定的に入手するためには、小売業者では対応が困難な面もあったことから、直接卸売業者から購入できることになりました。

⑦米穀の譲渡制限の緩和

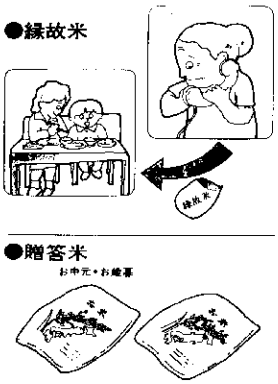

●旧食管法は食糧の絶対的不足時を念頭において制定されましたので、厳格な配給統制がとられ、この一環として個人間の非営利的譲渡行為、例えば米の生産者である父親が、下宿住いの学生である息子に米を送る行為（いわゆる縁故米）や贈答用に米を使う行為までもが禁止されており、これに違反した場合には罰則がかかることになっていました。しかし、現在のように米の過剰が続く等需給事情が緩和している中で、この制度は現状にそわないものとなっており、流通秩序の推持に支障を来たす恐れの少ない非営利的譲渡行為の規制は解除されました。

これまで小包や小荷物で遠方の親類や知人に送る場合、「米」と書けずに「みそ」や「大豆」などと偽って送っていたが、こうした後ろめたさも消えることになります。またこれまで法律で「米」と表示したものは受け付けなかった、国鉄や郵便局でも取り扱いができるようになりました。しかし、量的な制限がないところから、トラックなどで運び出すヤミ米を、縁故米、贈答米と称するような行為は違法であり、あくまでも常識の範囲に限られております。

●生産者が米を一回につき二十㌔（玄米換算）まで譲渡しができるようになりましたが、これは金銭の授受によるものでなく交換、物納等の方法のみとなっており、いわゆる農作業の賃代りや、農機具の修理代、小作料などに限られます。

また一回といっても、連続、定期的な場合は、一回としてみられます。

さらに、予約限度数量など生産者が果たすべき義務を終えたあとという時期の制限もあります。

●消費者が買った米を親類などにただで贈る贈答米も公認されました。

また、消費者にも初めて、小口の有償譲渡が認められました。消費者が米を売る行為は、これまで違法とされてきましたが、今度から「精米十㌔まで」売ることができるようになりました。しかし、親類などの生産者からもらった米を、たまたま訪れた知人に頼まれて売ったり、隣近所同士での融通程度に限られており、米屋のまねみたいな行為は違法で罰則されます。

⑧罰則の改正

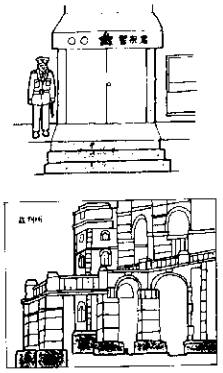

食管法の罰則は、改正前は最高で十年の懲役又は十万円の罰金が課せられることになっていましたが、改正後は、懲役刑については、その上限を三年に軽減し、罰金刑についてはその上限を、三百万円まで引き上げることになりました。

国保税 税率きまる

区分	税率
所得割	総所得金額（譲渡所得を含む）1万円について 340円
資産割	固定資産税（土地・家屋）額 1万円について 4,200円
均等割	被保険者（加入者）1人について 10,100円
平等割	1世帯について 15,100円

△保険税はこのようにして算出されます。

六月から納めていただいた保険税は、前年度の額をもとに暫定で納めていただいておりましたが、九月分からは表1の税率により計算された年額から、すでに納めていただいた額を差引いて、その残額を来年二月まで均等に納めていただくことになります。

△保険税の限度額は二十七万円

このようにして算出された保険税が、年額で二十七万円を超えるときは二十七万円を限度として打ち切ります。

△所得の少ない世帯は保険税を減額

国保では一定の所得以下の世帯には、保険税を減額しています。それは、年間の保険税から、前年度の均等制の額を平等割の基にして、四割と六割の減額される世帯とがあります。が

△六割を減額される世帯

一世帯で前年度所得の合計額が、二十四万円以下の世帯。

△四割を減額される世帯

その世帯の前年所得の合計額が、世帯主を除いた人数に十八万円を乗じて得た額に二十四万円を加算した額より少ない世帯。

△国保の届け出は忘れずに

こんなときは必ず届け出を。

○職場の健康保険にはいったとき、届出を忘れていると二重の保険税を負担しなければなりません。

◎交通事故にあったら必ず国保に届けましょう。

交通事故など、第三者から傷害をうけた場合、その医療費は被害者に重大な過失のない限り加害者が全額負担すべきものです。

したがって、本来なら、医療費は加害者が直接お医者さんに支払うべきものです。

ところが、現実には、加害者と話し合いがつかなかったり、加害者に金の持ち合わせのない場合が多いわけで、そういう場合、国保を使って治療費をうけることはもちろん差しつかえありません。

ただし、この場合、医療費は本来加害者が負担すべきものを国保が一時立てかえて支払ってやっていることになります。

国保としては、あとで加害者にその立てかえ分を請求することになります。

◎示談の前に国保へ相談を

ところが、やっかいなことに加害者と被害者の話し合いがついて、示談を結んでしまうと、その示談書のとりきめの内容が優先することになり、国保が加害者に対する請求権を失ってしまうことがあります。

したがって示談後も国保の給付をうけられるかどうかは、示談の内容によってきまりますので、示談の前に必ず国保に相談して慎重に示談をしてください。

自動車損害賠償責任保険

自動車で他人をキズつけたときは、法律によって、自動車の保有者が賠償する責任を負います。そして、賠償金の支払いを確保するために、自動車の保有者は、すべて強制的に自動車損害賠償責任保険に加入することになっています。

【責任保険の保険金】

死亡者（1人につき）

死亡による損害につき…… 2,000万円
死亡までの損害につき…… 120万円

傷害をうけた者（1人につき）

傷害による損害につき…… 120万円
後遺障害による損害につき…75万～2,000万円

!!郡内に死亡交通事故 多発!!

郡内で三人の方が交通事故で貴い命をなくしております。

これ以上死者が出た場合は郡内一丸となって交通事故による死者をなくするため、交通死亡事故抑止緊急対策本部を設置することになっております。

町民の皆さまも重大事故につながる「飲酒運転」「一時不停止」「速度違反」は絶対にしないで下さい。特に酒を飲んで車を運転する人がいましたら、その人の生命を助けると思って絶対に運転はさせないよう皆様のご協力をお願いいたします。

シートベルトはあなたの生命を守ります。シートベルトをしっかりしめて今月も無事故、無違反の安全運転でお願いいたします。

＝秋の全国交通安全運動＝

9月21日～9月30日までの10日間秋の全国交通安全運動が実施されます。

運動の重点

1、歩行者及び自転車利用者特に老人と子供の事故防止
2、二輪車の安全利用の徹底
3、安全運転の確保、特に交通三悪の一掃

～県ぐるみ、大きな輪となれ交通安全～

免許更新日

9月17日・10月15日
（午前8時30分より受付）

交通事故相談日

9月21日・10月19日
（午前10時～午後3時）

◎会場はいずれも松代町総合センターです。

保健衛生シリーズ ㉛

40・50代酒・みそ汁多量

!!出稼者アンケートまとまる!!

出稼者検診時の、アンケートの結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

○酒について

酒を飲まない人を除いて、一人平均どのくらい飲むか、家にいる時と、出稼中とで聞いてみました。その結果家にいる時より出稼先の方が、酒の量がふえていました。家族から離れ、違った環境でストレスがたまり酒の量も増えてしまうのではないかと思われます。休みの日は、特に酒の量が増えるようです。

○みそ汁について

一人が一日にみそ汁を何杯飲んでいるか、家と出稼中とで聞いてみました。その結果出稼先では、家にいるより少なく飲んでいました。

○つけものについて

家では多く食べ、出稼先では少ない事がわかりました。

高血圧の原因は、塩のとりすぎが言われますが、みそ汁とつけものからみれば、家にいる時より、出稼先の方が、塩のとり方が少ないようです。塩は一日一〇gにと言われていますが、なかなか減らす事ができません。家にいる時は、さらに塩のとり方に気をつける事が大切と思われます。

○野菜について

野菜のとり方は、一日に片手山もり三杯が普通とされています。家で十分食べている人は、七八・三%、出稼先では、三八・九%と半分以下に減ってしまいます。これでは体の調子もくるってしまいます。保存のきく野菜を家からもっていくとか、買って食べるとか、工夫する事が大切と思われます。

○蛋白質について

五点とれば、蛋白質のとり方は普通とされていますが、家でとれている人は、三五%、出稼先では、五一・二%とふえています。(五点のめやすは、卵一個魚一切、納豆四〇g(1/2包)チーズ二五g、豆腐一二〇gで、これらの中から五点とればよいわけです。

蛋白質は、血や肉になる大切な食物ですが、適切にとる事によって、血管を丈夫にし、脳卒中の予防になると言われています。まだ蛋白質は足りない状態ですが、家にいる時は、もう少しふやした方がよいと思います。

○労働時間、残業時間、休けい時間、休日について

出稼中は労働時間が決まっていて、家にいるより楽だと言う人がいますが、一〇時間以上の労働をしている人、五時間以上の残業をしている人、休けい時間も十分とれない人、休日もとれない人等、多くはありませんが、無理をしないように働いてもらいたいと思います。

半年間という、家庭を離れた出稼生活の中で、健康上いろいろ問題がある事がわかりました。アンケートの結果を参考にして健康管理には気をつけて下さい。

出稼者アンケート結果

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
人数		43人	74人	172人	294人	59人	3人	645人
酒	家	1.53合	1.5合	1.74合	1.64合	1.6合	0.67合	
	出	1.7合	1.61合	1.87合	1.74合	1.49合	0.67合	
みそ汁	家	2.29杯	2.63杯	3.08杯	2.94杯	2.82杯	0.33杯	
	出	2.44杯	2.20杯	2.36杯	2.22杯	2.07杯	2.33杯	
つけ物飯べない人	家	23%	7.6%	22.5%	17.9%	19.2%		
	出	27%	34.2%	33.5%	26.2%	28.2%		
やさい片手山もり3杯とれた人	家	31人	53人	143人	227人	49人	2人	505人(78.3%)
	出	26人	34人	84人	66人	39人	2人	251人(38.9%)
蛋白5単位とれた人	家	15人	26人	48人	88人	47人	2人	226人(35%)
	出	20人	36人	90人	159人	29人	3人	337人(52.2%)

家 — 家にいる時　出 — 出稼中

"バド準々決勝で惨敗"県青年大会より

さる、八月二十一、二十二日の両日、佐渡で行なわれた青年大会が開催されました。

結果は次の通りです。

〔団体の部〕

◎卓球(一回戦)

東頸松代1～3岩船郡

◎バドミントン(準々決勝)

東頸松代0～3見附市

なお、青年大会参加にあたりまして、趣旨ご理解の上、皆様方から多分な資金をいただきまして、心から御礼申し上げます。

選手一同皆様の期待にそうべく奮闘いたしましたが、期待に反し、上位入賞はできませんでしたことを深くお詫びいたします。

なお皆様方からご寄附いただいた資金は、別紙のように使用させていただきました。

○収入

町青年団補助	50,000
公民館補助	30,000
カンパ	307,472
計	387,472

○支出

旅費	171,120
宿泊費	113,600
通信費	2,700
消耗品費	22,300
雑費(登録費他)	47,200
計	356,920

差引30,552円は次回の県大会に繰越させていただきます。

水田⇩転作にとりくむ

産業シリーズ㉑

本年度の転作は、農家の皆様の御協力により、目標配分面積の一一六・六%、一一四ヘクタールの実績を達成することができました。転作の内容は、永年性作物(果樹)、養魚、林地(杉・桐)、水田預託などが依然として多く、転作作物からの収益性の極めて少ない転作形態が続いております。(別表参照)

しかし、その中でも転作を農業経営の一環として、真剣に取り組んでいるグループが、年々増えてきています。

転作のうまくいっている事例として、いくつか紹介します。

57年度転作実施状況図　(　)内数字はha

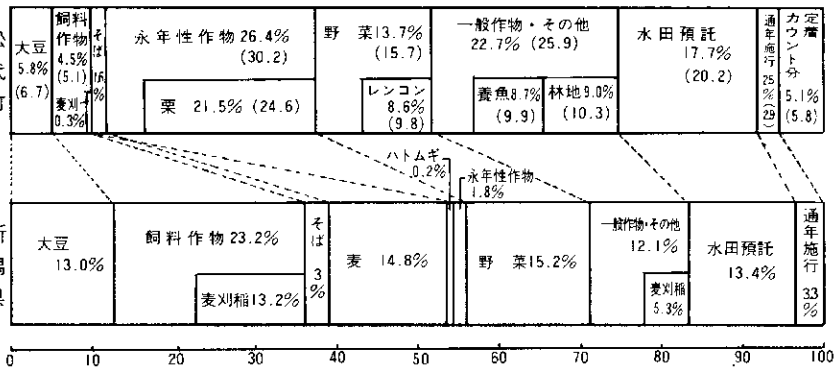

▲飼料作物(儀明共同畜舎利用組合)▼

昨年、補助事業により共同畜舎が建てられ、四戸が二十頭の繁殖牛の飼育を始めました。その粗飼料の自給を図ろうと、転作で青刈トウモロコシを三十アールほど作付けしました。

収量も多くサイロに詰め、冬期間の飼料として使用されます。茹平の畜産グループにつづいて出来た共同飼料畑であり、畜産の振興と転作が、うまく結びついている事例であります。

▲濁大豆生産組合▼

前年まで預託水田であった数枚の水田を町単農地改良事業補助金を受け、二十アール一枚の大豆畑に造成しました。

濁部落も過疎化が進み、十年前に二十四戸あった世帯が、今では七戸に減っています。それに伴ない農地の荒廃も目立ち、農業経営の組織化も無くなってきました。この状態を何とかしなければならないと、部落で話し合いを重ねた結果、全戸が協力し合って大豆の共同栽培を実施することになりました。単に大豆栽培の収益を目的とするのではなく、共同作業が村のコミュニティの場となり、区民相互の親睦と団結が図られることに、大きな期待がかけられています。

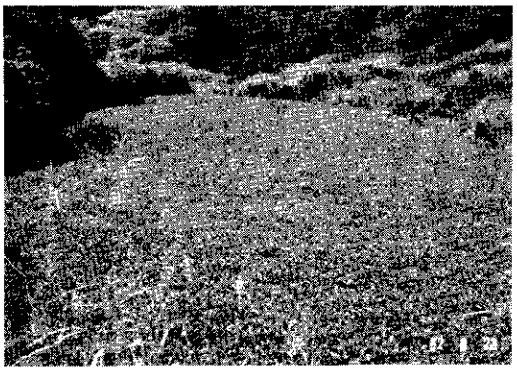

▲ナス・インゲンの出荷順調▼

今年の転作ナスは、十二戸で約一ヘクタールの作付けがなされ、六月二十二日の初出荷以来毎日出荷が続いています。

八月末日現在で約二十四トンと生産量も順調に伸びています。価格も、八月二日の台風十号で関東方面の産地に被害があり、その影響で急高騰したこともあって、予想外の多収益が見込まれています。

インゲンについては、作付面積が二・六ヘクタールと前年の倍に増えて、作柄も良く多収量が見込まれていましたが、台風十号によって、一部の地域に被害があり減収となった。しかし価格が良いので、かなりの高収益が見込まれています。

役場、農協では、転作ナスの栽培を近年中に三~四ヘクタールに拡大し、産地化したい考えでおります。

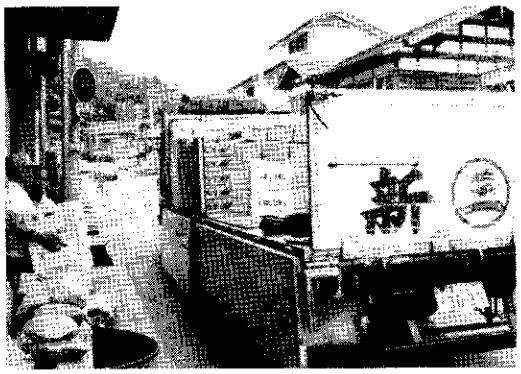

主婦の力で肉牛生産を

―牛は草と水だけで飼える―

米をはじめ、生乳、豚肉など農畜産物の多くが、生産調整や計画生産を強いられているなかで、肉用牛だけが需要に追いつかない状況にあります。

当町では、昨年度から主婦の労働力を対象とした肥育素牛を確保するための繁殖牛経営(県単事業)を推し進めています。

牛の導入から畜舎の建設、先進地視察、飼養技術研修会など資金面に補助があり、新たに肉用牛経営を始める方には、たいへん有利な事業で、本年度も引き続き実施しています。

昨年度は、五戸の畜産農家が

創設されました。

昨年来、騒がれている牛肉の自由化問題がありますが、米国自体が牛肉の輸入国であること。また、肉用牛経営の多頭化には限度があり、飼養戸数の減少が、そのまま頭数の減少につながり素牛の確保がむずかしくなってきています。

このようなことから、子牛の市場価格は、確かに変動がありますが、総体的には、子牛価格は上昇しています。

天然の野草資源に恵まれた地域条件をいかせば、生産費の多くを占める濃厚飼料の削減となり、経営の安定が図られます。

また、地方の低下が問題となっている現在、畜産副産物であるふん・尿（たいきゅう肥）は、水稲をはじめ、タバコ、野菜等に化学肥料・農薬では補いきれない効果を発揮します。

和牛の飼養には、たいした手間もかからず、最悪の場合は稲ワラと水だけでも二～三日はなんとかなります。これは、和牛の強みです。

一頭でも、二頭でも和牛を飼って、子牛を生まし、楽しみながら家計のたしにして下さい。

全く新しく繁殖牛経営を始める方にも資金面の補助のほか、家畜診療所の活用、家畜共済制度への加入、普及所・農協技師による飼養技術指導により、安心して牛が飼えるような体制ができています。

畜産に関する問い合せは、産業課・畜産係まで照会願います。

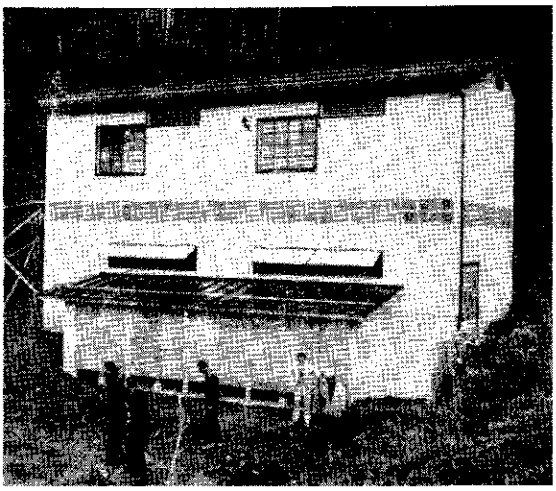

土地の高低差を利用した
小規模畜舎（寺田）

ヤミ米防止に協力を!!

今年の米価は、一・一%の値上げに終りましたが、良質米の存続と、新潟早生の三類から二類への昇格は、米をめぐるきびしい情勢の中で、わずかな救いと思われます。

さて、米の流通を統制している食糧管理法は二十九年ぶりに改正されて、一月に施行されました。

改正された食管法の基本的な考え方は、

①需要に応じた供給
②正規ルートへの集荷の確保
③非営利行為に関する規制の廃止。

が重点になっています。

そこで注目されるのは縁故米贈答米が緩和された反面、不正規ルートの規制が強化されたことです。米の過剰が宣伝される中で、昨年のモチ米に見られるような異常な暴騰が教訓となって、出廻る米の量を完全におさえることが必要となるので、不正規ルートの米は、一層監視がきびしくなります。

一方農家は、大規模経営と兼業化にだんだん分れる情勢ですが、その中で、兼業化した農家の中には、出荷、検査のわずらわしさから、「自分一人ぐらいは」と出荷余力がありながら、安易に「ヤミ売り」にはしる農家があると聞いています。

二年続きの不作のせいもありますが、毎年、政府から示された、売渡限度数に出荷数が達していません。

今年も一次予約では、売渡限度数の八三%にしかなりません。出荷余力がありながら、ヤミ売りしたため、毎年売渡限度数に出荷量が及ばなければ、将来、当然売渡限度数がへらされることになります。

一人の不心得者のため、みんなの首をしめることになりかねません。

更に自主流通米では「松代のコシヒカリ」という事で、消費地では、評価が高いのですが、不作と二流銘柄（トドロキワセ新潟早生）の普及もあり、コシヒカリの出荷量が頭うちになっています。

お客さんがありながら数がまとまらないと、他の産地に、お客を取られる危険もあります。そうなると日本中で一番高く売れている「コシヒカリ」が他の県と同じ価格に下がるかもしれません。

「ヤミ米」を売らなければ、当然「コシヒカリ」の出荷が多くなります。

一人一人が「ヤミ米」を売らないという心がまえが、農家全体の所得を向上させる道です。

今年は、一粒残らず正規ルートで米を販売して、明るく、みんなで収獲のよろこびを分かち合うことをお願いします。

（組合長理事　関谷正好）

お米の流通経路

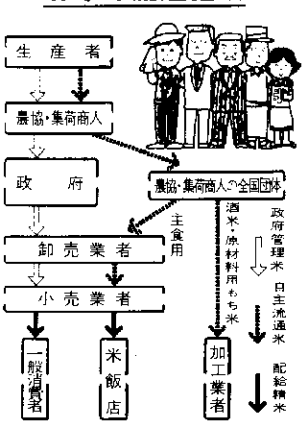

―印鑑の登録と証明―

印鑑登録豆知識　(二)

三、登録する印鑑

登録できる印鑑は、変形しにくい印材を使用し、印影が本人の氏名、氏又は名の組み合せで表わされているもので、き損したり摩滅していないこととなっています。

大きさは次図のとおりです。

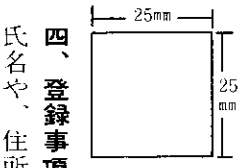

四、登録事項の修正

氏名や、住所等登録されている事項に変更が生じたときは、届出なければなりません。

五、登録の廃止と抹消

登録してある印鑑をき損したり、亡失したときは廃止申請をしなければなりません。

印鑑登録者が死亡したり、転出により住民票を削除したとき、又は、禁治産者の宣告を受けたときは、町長は職権で登録を抹消することになっています。

次回は印鑑証明書についてお知らせします。

新築・増築の税金

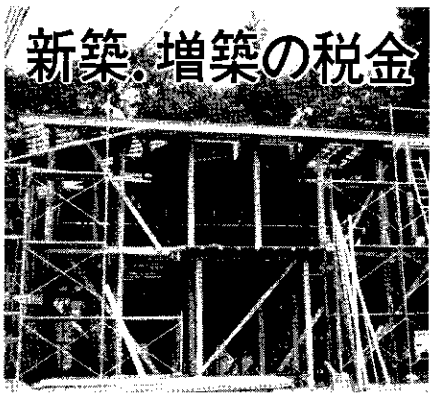

家を新築、増築すると、建物の種類、床面積により次のような税金が課税されます。

例一　居宅、床面積一六〇㎡、価格(役場で評価した評価額)一、〇〇〇万円、新築。

◎不動産取得税(県税)

一、〇〇〇万－四二〇万(住宅控除額)×三%＝一七四、〇〇〇円

◎固定資産税(町税)

一、〇〇〇×〇・六(経年補正)×一・四%－(新築住宅½軽減額一、〇〇㎡分の½の税額二五、三七五円)＝五八、六二〇円(三年間軽減)

◎登録免許税

所有権の保存　税率〇・三%

◎木材引取税

自家材を使用したとき。

例二　居宅、床面積一七〇㎡、価格一、〇〇〇万円、新築

◎不動産取得税(特例の適用なし)

一、〇〇〇万×三%＝三〇万円

◎固定資産税(特例の適用なし)

六〇〇万×一・四%＝八四、〇〇〇円

◎登録免許税(特例の適用なし)

保存登記　税率　〇・六%

◎木材引取税～例一に同じ

※床面積一六五㎡(五〇坪)を超えると軽減の特例はうけられません。

例三　店舗、床面積一六〇㎡、価格一、〇〇〇万円、新築

○不動産取得税

一、〇〇〇×四%＝四〇万円

○固定資産税
○登録免許税　例二に同じ
○木材引取税

※住宅以外の税率は四%です。

一階部分鉄筋コン、二階、三階木造の三階建の建物や増築の建物等については種類、用途により税額が異なります。

建築費用の調達方法によっては贈与税のかかる場合もあります。くわしいことを知りたい方は、役場税務課固定資産税係へ。

今日も　今夜も　火の用心

火災予防シリーズ⑤

秋の火災予防運動(10／26～11／1)

○火災予防は、日頃の安全管理が大切です。
○火気から離れる時は、その都度火を消す。
○火気のまわりは常に整理整とんし、可燃物は置かない。
○ストーブ・コンロ・電気器具等は、時々点検する。
○寝タバコはしない。
○マッチ・ライターは、子供の手の届かない所に。
○ストーブ等火をつけたままの持ち運びや給油はしない。
○タコ足配線はしない。
○電気器具のヒューズは、正規の温度ヒューズを使用する。
○ガス器具は、使用後器具栓だけでなく元栓もしめる。

＊

※火災原因の大半は、ちょっとした不注意です。充分注意しましょう。

火の用心・心で用心・目で用心

停電のお知らせ

10月8日

蒲生・小池の一部

お知らせ

松代分遣所の増改築工事完了に伴い、10月1日、前庁舎に戻り始業する予定です。

火事・救急車

119

高額療養費 9/1から 45,000円に

この度、国の政令で昭和57年12月31日までの間において、70才以上の者等（65才以上のねたきり）以外の者が受ける療養に係る国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額が、月額四万五〇〇〇円に決りましたので、お知らせします。

今まで、私たちがお医者さんにかかったとき、医療費の自己負担分として一人、一ヵ月三万九千円以上を支払った場合は、三万九千円を超えた分は全額、国民健康保険から払いもどされることになっていました。

9月1日から、この自己負担分の限度額が四万五千円に引き上げられます。

ただし、被保険者の属する世帯の国民健康保険の被保険者全員（世帯主及び被扶養者を含む）が市町村民税非課税である場合の自己負担限度額は、三万九千円にすえ置かれます。

◎高額療養費支払いの条件

①自己負担額四万九千円の中には、差額ベット代などは含まれません。病院、診療所へ支払った額は何もかも自己負担分として認められるわけではありませんから、ご注意ください。

②一ヵ月というのは暦月計算で毎月一日から月の終りまでを一ヵ月とし、その間の自己負担額が四万五千円をこえた場合に限られます。

③二つの病院へ同時にかかっている場合、両方を合算することはしません。

④入院・通院・歯科は別計算となります。

⑤総合病院の各診療科は別計算となります。

ただし入院患者が歯科以外の他の科の診療をうけたときは合算します。

◎高額療養費の実際の計算例

たとえば入院して、一ヵ月五〇万円の医療費がかかったとします。

そのうち三割つまり一五万円が自己負担です。

その自己負担分から四万五千円を除いた額が、あとで国保から払いもどされます。

500,000円×0.3＝150,000円
150,000円－45,000円＝105,000円

つまり一五万円支払いあとで十万五千円が国保から、返ってゆくわけです。

◎58年1月から五万一千円に引き上げられますので、ご承知下さい。

高額療養費は、つまり9月と来年一月からの二段階自己負担額引き上げとなります。

自己負担額（一部負担金）の保険者徴収に松代町と同意書を交している医療機関東頸城郡一円、十日町市では県立十日町病院外三、上越市の一部については、役場国保係から通知が行きますので、四万五千円、58年1月から五万一千円を国保窓口に支払い下さい。

出稼シーズン 真近か!!

◎出稼ぎ者の皆さんへ!!
…出稼者台帳整理のためのお願い……

いよいよ出稼ぎのシーズンが近ずいてきました。今年は近年になく厳しい求職状況の中でお働きいただく訳ですが、今までの職場を大切にされ、出来るだけ長期の出稼計画をたてられることを切にお願い申し上げます。

さて、いろいろな面で正確に皆様方の就業先を把握しておかなければならなくなりましたので、一人で出稼ぎをされる方。今まで役場の窓口を通さない方等も、春先お帰りになってからの雇用保険の関係等で出稼者台帳を整理しておかなければならないため、是非連絡を下さいます様お願い申し上げます。整理の必要理由は次の通りです。

(一) 帰郷後の職業安定所との連絡のため（雇用保険関係）
(二) 出稼中の怪我等の事業所への処理依頼のため。
(三) 出稼中の問題（例えば賃金未払い等）に対処するため。
(四) 事業所との各種連絡のため。
(五) 夏場の健康診断受診のため。
(六) 出稼実態の把握のため。

などですが、職安から年々雇用保険受給が厳しくなって来ている。出来るだけ全員の把握をする様に、との指導がなされましたので、出稼き先が決ったら必ず役場の職業係へ連絡下さいます様お願いいたします。

尚、愛知方面へ新らたに就職を希望する方は、九月二十二日に町役場で就職相談を兼ね受付をいたしますのでおいで下さい。

今年も又健康で健全な出稼ぎをなさる様お願いすると共に、なるべく早目に就職先へ御連絡下さる様重ねてお願いいたします。

（職業係）

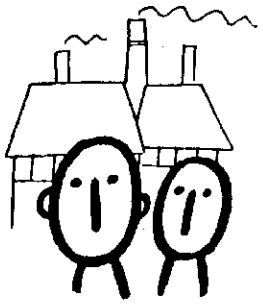

これからの年金を今から考えよう シリーズ ③

世代と世代のバランスのとれた年金制度にすることが大切です

高齢化への道を歩み始めた社会、高齢化は、年金制度にもいろいろな影響を与えていきます。

しかし、私たちは、戦後これまでの間、さまざまな世の中の変化を乗り越えて、この制度を支えてきました。年金制度は世代間の助け合いの制度ですから。これを支える健全な勤労世代がある限り、今後もその重要な役割を果たしていくことができます。

そして、そのためには、年金制度を、お年寄りの世代と働く若い世代とのバランスのとれたものとしていくことが大切です。

公的年金の水準は、老後生活の基盤を支えるに足るものでなければなりませんが、同時に、制度を支える働く若い世代の生活水準や負担能力とのバランスのとれたものでなければなりません。

※

厚生年金の場合を考えてみましょう。現在、平均加入期間（二十年以上加入した男子の場合）は、二十年程度となっていますが、平均的なサラリーマンのライフサイクルを考えると今後は二十歳前後で就職して、すぐに厚生年金に加入し、六十歳前後で退職して厚生年金から脱退する四十年加入のケースが一般的になっていくものと思われます。

厚生年金は、加入する期間が伸びるにつれて年金額も増大するしくみになっています。現在三十年間加入した男子の標準的な年金額は、単身の場合、現役の男子勤労者の平均賃金の約六割となっていますが、現在のしくみのままでは、四十年間加入した方の場合、単身でも、現役勤労者の平均賃金の八割近い年金を受給することになります。

制度を支えている現役の勤労者が、その賃金の中から税金や社会保険料を負担し、残りの賃金で夫婦と子供二人からなる世帯の家計を支えていることを考えれば、お年寄一人の年金額が、現役勤労者の平均賃金の八割近くにもなる現在の制度のしくみや、年金の構造的水準が妥当かどうか大きな問題です。

さらに、平均賃金の八割もの年金水準を維持しようとすれば、将来の負担は、本人負担だけでも給料の十五％を超えることも予測されます。

このように大きな負担を若い働く世代に課して、平均賃金の八割近い年金水準を維持することが、世代間の公平という勘点から見て妥当かどうか、真剣に検討する必要があります。

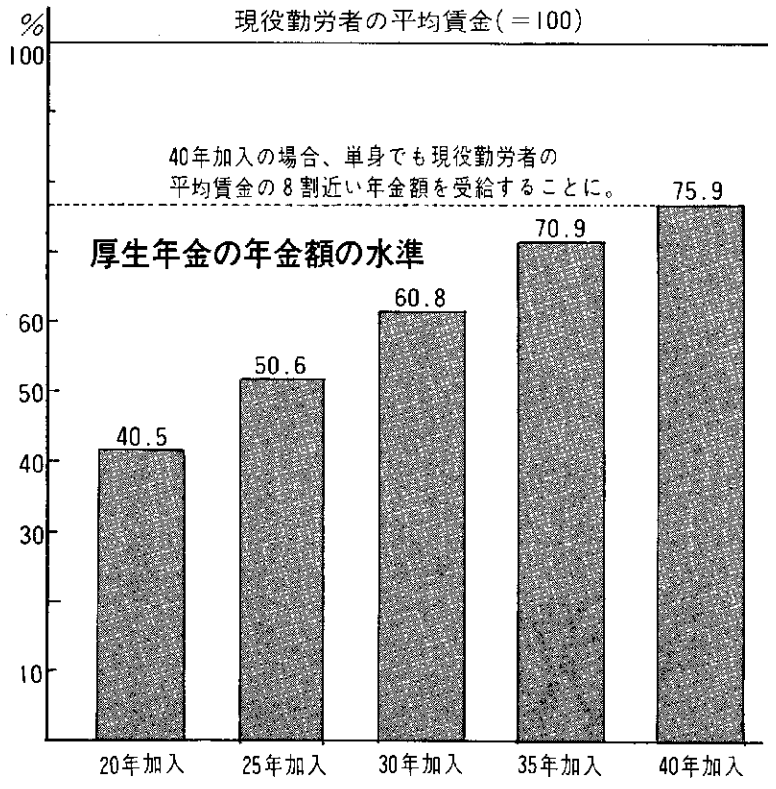

ご存知ですか？ 年金委員さんを

日頃、国民年金のことでわからないこと、または聞きたいことがあるのだけれど、「役場が遠くて……」とか「仕事が忙しくて……」などの理由でそのままにしてしまうことはありませんか。

こんなとき、国民年金について気軽に相談にのってくれる人がおります。

町では各部落の区長さんが知事から委嘱を受けて活躍されています。

国民年金について、わからないこと、また、生活が苦しくて保険料が納められない……。ケガや病気などで生活が困難である……など、どんなことでも遠慮せずにご相談ください。

青少年育成町民会議から

〃町民会議の活動を強化〃

部会を開催

松代町青少年育成町民会議では、子どもたちが健康で明るく活力のある社会人として成長することを願い、国・県・町の青少年問題に対する施策と呼応して育成活動を推進しておりますが、一層充実を期すため部会を開催することにしました。

会員の方には追ってくわしいご案内をいたしますが、会員でない方々の参加も期待申しあげています。

部会の概要は次のとおりです。参加を希望する方、くわしい事を知りたい方は、事務局（町役場社会課・電話七―二二一〇）にご申出下さい。

＊

一、日時 十月二十四日、午前十時から午後三時半まで。

二、会場 松代町総合センター

三、部会内容

①講演（講師未定）

②分科会

研究課題は、総務・環境改善部会で町民会議の充実及び活動推進の活発化をはかること。健全育成部会で育成活動と意欲を高めることを、話し合う予定です。

③全体会（分科会まとめ）

四、参加申込

①期限 九月三十日

②申込先 事務局（松代町役場社会課・電話七―二二一〇）

＊

多数の方々の参加をお願いいたします。

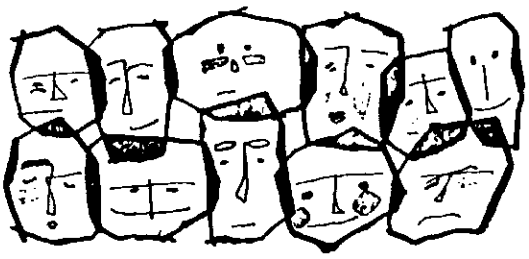

信念

「エンピツ削り買ってもらった」「そう、よかったね、電気で動かすの」と聞くと「ウウン」そして、左の人さし指をつき出して鉛筆に見たて、右の人さし指でそのしぐさをする。「ああ、ナイフ？」「そう、ナイフ」

これは、新聞の片すみに載せられていた読者からの投稿文の出だしである。この読者は、育て方の信念、姿勢に一本筋が通っているこの子の親をほめ、子どもは育てようで変わるものだと続けている。

私にもこんなことがあった。

さして混んでもいない、かといって空席のない電車の中で、親子連れが一組、それも親は座り、小学校に通っている年頃だろうか、子どもは親の前で立っていた。駅についてとなりの人が立ったので子どもも親のとなりに座るだろうと思って見ていると、そのけはいがない。近くに立っている人もその座に座りづらいと見え、親と子どもを見くらべている。

その時に言ったお父さんのことばが、私はすばらしいと思った。

「どうぞ座って下さい。この子は立たせていますから……」

笑いながらおしゃべりしているところを見ると、わるさをして立たされているようでもない。

電車の中で子どもを立たせるのは、平衡感覚を鍛えるのに役立つという。このお父さんもそのことを知っているのだろう。

一本筋の通った信念で子どもを育てるには、親自身にも大変な試練かも知れない。しかし、それは親のわが子に対する義務だとも思う。

「青少年育成国民会議機関誌から転載」

第二回住宅金融公庫

申込受付延長される

住宅金融公庫では、第二回個人住宅建設資金の申込み受付けを、当初の八月三一日（火）から九月二十日（木）まで延長して受付けを行うことになりました。

尚次の要領により申込み受付けを行っています。

一、選定方法

選考（無抽選）により行います。

二、融資額

木造住宅（八十平方メートル以上）の場合、四八〇万円～五〇〇万円。老人（六五才以上）等が同居する場合五十万円～一八〇万円の融資額の割増制度があります。

三、利率 年五、五％

四、返済期間

木造の場合二五年以内

五、申込場所

住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関（農業協同組合）

＊

◎詳しいことについては、住宅金融公庫北関東支所（電話（〇二七二）二二―六六五五）又は、農業協同組合でご相談下さい。

有権者五、一一〇人

選挙人名簿定時登録

永久選挙人名簿の定時登録は前より引続き松代町に住所を有選挙の有無にかかわらず毎年九月一日現在で九月二日に登録するものです。今回登録の対象者は昭和三十七年九月一日以前に生れ、昭和五十七年六月一日以している方です。

この結果男28名女29名計57名の方が新たに登録され松代町の部落別の選挙人名簿登録者数は次のとおりとなりました。

＝部落別登録者数＝

（57．9．1現在）

字名	男	女	計	字名	男	女	計
松代	482	550	1,032	竹島	45	46	91
小荒戸	47	52	99	田野倉	73	80	153
太平	42	50	92	仙納	38	36	74
菅刈	53	57	110	田代	44	40	84
田沢	47	47	94	苅平	45	53	98
小屋丸	11	13	24	小貫	12	12	24
池之畑	34	31	65	諏訪峠	4	5	9
下山	41	47	88	寺田	64	65	129
千年	105	134	239	名平	15	16	31
池尻	23	31	54	浦生	149	148	297
会沢	58	63	121	儀明	111	132	243
清水	55	52	107	福島	44	56	100
桐山	31	23	54	奈良立	19	25	44
蓬平	102	111	213	室野	201	233	434
東山	9	11	20	竹所	39	35	74
海老	39	39	78	濁	10	9	19
犬伏	119	108	227	峠	63	61	124
孟地	36	34	70	本和田原	48	48	96
片桐山	15	12	27	新田	62	48	110
滝沢	23	21	44				
中子	9	9	18	計	2,467	2,643	5,110

戸籍の窓口

八月分受付

御出産

石口明日香　父丈夫　母光恵
（三女・松代・清水屋）
斎藤奈緒美　父嘉和　母知代子
（二女・田野倉・源左ヱ門）
高橋清史　父常雄　母かね子
（長男・福島・富士島屋）
米持靖子　父茂　母トヨ子
（長女・室野・茂田屋）
市川幸子　父光治　母かほる
（長女・小屋丸・盛田屋）
柳　貴士　父一則　母厚子
（長男・犬伏・林年）

お悔み

牧田ミツエ　46歳　峠　新宅
小堺コマ　76歳　儀明　定七
中村トメ　86歳　田代　沢古
高橋リサ　90歳　田澤　新宅
小山モト　87歳　小貫　新屋敷
茂野梅太郎　73歳　清水　もえん
米持アヤエ　60歳　室野　殿屋敷
高橋チイ　89歳　儀明　田惣

電報電話局より

■電話料金の自動支払制度をご利用ください。

毎月の電話料金を自動的に銀行又は農協の預金口座より引きおとす方法をご存在ですか。

多くの加入者からご利用いただいておりますが、この制度はいちいち出向いて支払いをすることなく、毎月自己の預金口座から金融機関が引き落とします。

領収証は翌月分請求額を記載のうえ後日送付させていただきます。ご利用の場合、預金残高が不足にならないようご注意をお願いいたします。

■プッシュ式ボックス公衆電話がお目見え

八月一日よりプッシュホンがサービスインしましたが、皆様から、いつもご利用いただいているボックス公衆電話が、八月二十六日プッシュ式に取替えになりました。

取替えになったボックス公衆電話は、町役場前と松文堂書店前の二ヶ所です。

又、このプッシュ式公衆電話は、町役場、病院など、短縮ダイヤルサービス機能も、もたせてあります。

詳しくは、ボックス内案内板をご覧ください。

町民マラソン大会

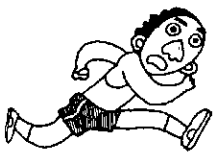

10月17日(日)

全国防犯運動

（10月11日～10月20日）

犯罪のない明るい社会をつくるため全国一斉に防犯運動が実施されます。みんなで犯罪や事故のない明るい地域社会をつくりましょう。

○乗物盗を防ごう

都内では自動車、バイク等の乗物盗が続発しており、昨年は一九台、今年に入ってから既に六台が盗難にかかっており、そのいずれもが「キー付駐車」が原因となっております。自動車バイクを停めておくときは必ずエンジンキーを抜き取りましょう。

○少年の非行を防止しよう。

少年非行は全国的に増加の一途をたどっており、今や深刻な社会問題となっております。

遠くにあるものは必ず近くにやってくると言われているように、非行の波はこの東鷲宮にも一歩〳〵押しよせてきています。

次代を担う青少年を健全に育成するため、地域ぐるみで非行を防止しましょう。

～愛の手で　伸ばせ
わが子も　人の子も～

家庭における非行防止10

1、子供を放任するな―子供を育てる責務と自覚を…
2、親の権威を失うな―しつけに自信を…
3、子は親を写す鏡であることを忘れるな―自らを厳しく
4、親子の対話を忘れるな―子供の理解を…
5、子供に善悪のけじめをつけさせることを忘れるな―生活の基本マナーを…
6、子供に過度の期待をかけるな―適切な目標と進路を…
7、子供を甘やかすな―忍耐力と自律心を…
8、小さい時からしつけることを忘れるな　あとで悲しまないために…
9、二つしかったら三つほめる心がけを忘れるな―いつもはげみと暖かさを…
10、子供に目標をもたせることを忘れるな―若いエネルギーの方向を正しく

公民館からの新刊紹介シリーズ　①

読書の季節九月になりました。次のとおり、新刊を購入いたしましたので、ご利用下さい。

◎子供向け

えほん風土記―全国都道府県アニメシリーズ―そんごくう、一休さん、猿飛佐助、水戸黄門、イソップ物語、クオレ物語(I)(II)、白雪姫、日本の昔話、ピーターパン、赤いくつ、ちびくろサンボ

◎大人向け

悪の管理学‖川上哲治、この愛いつまでも‖加山雄三、眼が良くなる本‖沖正弘、サイクリング心身健康法‖鳥山新一、髪はよみがえる‖西田佳世、ひとびとの叫び声(上)(下)‖司馬遼太郎、恋愛タブー集‖いそのえいたろう人間万才‖青木雨彦、なんとなくクリスタル‖田中康夫、渡された場面‖松本清張、回想、玉貞治、(続)今地球は回っているか‖矢島釣次、クドコロジー‖いそのえいたろう、陽は陰翳しゆく、華やかな野獣‖横溝正史処刑戦士‖大藪春彦、四季・夏子‖五木寛之、同期の桜‖豊田穣、ザ・マネージャック‖砂辺功

自然の中に　山野草を求めて

去る八月二九日、早稲田大学なべの会と松代ナチュラリストクラブの合同観察会を開催いたしました。

＊

なべの会の目的は、山菜に限らず、山野草を料理し味わおうというユニークなサークルであり、今回は、なべの会から山野草の観察と材料採集の手ほどきを受け、夏休み最後の一日を過ごしました。

＊

今回の料理は、イタドリを細くきざみ、甘く煮こんだジャム、帰化植物のダンドボロギクのあえもの、クズの花で煮たあんこ汁、ヨモギのてんぷら等、材料には事欠かず、なかなか珍味なものでした。

＊

なお七二名もの学生が、小貫で廃屋で合宿が行なわれ、又部落の方々のご協力などあり過疎の進む中で、廃屋を利用した方法も松代町の生き方の一つ例でないでしょうか。

文芸

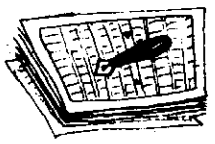

短歌

蛍恋しき

野石　浪曼

むら雲の風に乱れて流れ行く雨
後の青葉の照りかげりつつ

夏の夜は空にきらめく星よりも
闇にさまよう蛍恋しき

かなかなも混りて蟬の騒がしく
人影のなき農休の村

美しさ思い見る目の増したるも
わが知らぬ間の老境ならむ

よき歌にめぐり逢いたる喜びは
砂漠の旅のオアシスに以て

薄紅の花一つだけ開きたり盂蘭
盆迎う今朝の蓮田に

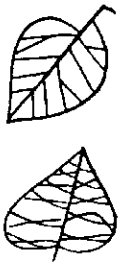

しぶみ句会

8月11日・克雪センター

次々に山を隠して夕立す
白壁に西日映して雨上がる　紅茶

夏草の路傍に小さき石仏
明るさを残して夕立過ぎ去りし　草人

虫干やこれを着し母思いつつ
まだ咲かぬ百合を残して草を引く　茶水

萩咲いて御堂の庭の整えり
薬草を干して昼寝の奥浦田　公明

打水に涼風もとめ小砂利踏む
夕立の来る兆しありむし／＼と　八千代

蓮巻葉雨上がりても露残し
夏山や裾に湯宿の煙見る　喜沙

みちのくのお座敷列車青田風
初嵐もまれて伸びし芒の穂　炳史

浜に出でワッパ煮という夏料理
蜩の音や斉唱の時ありて　淡水

日焼田のヒビ割れ埋める程の雨
屋上の風雨人なしビアガーデン　枯水

蚊を追いつ母が見守る子の寝顔
風鈴を聞きつつ孫の馬となる　嘉橘

庭の端に蟬の生まれし穴一つ
三度藤梅雨の上がりに咲き始む　常仙

月見草お盆迎えし台風過
朝顔も縁起の花よ生きのびる　一元

読経終わり大寺再び蟬時雨
風涼し子牛駈けくる大厳寺　悠歩

水打って大法要の始まりぬ
人住まぬこの大藁屋カンナ燃ゆ　六花

蒲生句会

8月8日・於　耕山居

子の便り途絶えて久し遠花火
のき余すなきどくだみの吊し束　耕山

まぐさ食む音も静かに昼寝宿
草刈れば細き目もとの野の仏　昇逸

漠然と心せわしき今朝の秋
しんしんと鎌とぎすます今朝の秋　月日

そよ風にゆれ水盤の八ツ頭
よき手入れ稲田に稗の一つなし　嘉橘

妻のむくもろこしの音農休日
遠雷に競う地蜂の出入りかな　鉄堂

血の色のカンナよ歴史欺くなよ
草の根の抱く立秋の土白し　竜峰

今月の園芸メモ

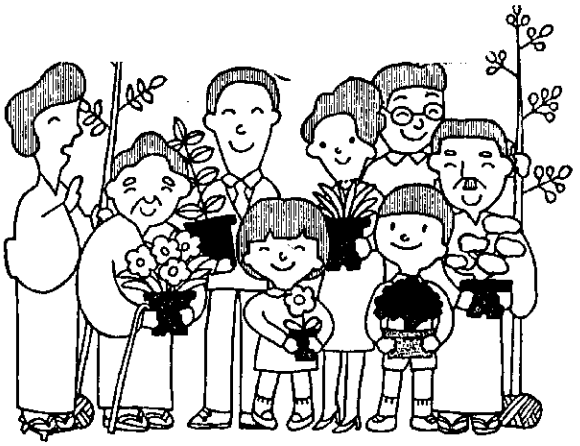

松代町園芸愛好会

サツキは秋に枝切りすべからず

最近どこの家にもサツキが沢山鉢作りされています。そして来年こそはと花が終ってから手入れをして元気のよい枝を伸しています。そうなると樹形を整えて形のよい盆栽に仕上げたいのが人情です。秋に枝を切らない方が来年美しい花をながめられます。その理由は、

サツキはツツジの仲間ですから五月頃に開花をしその後新芽がのびだしその先端に来年咲くべき花芽をつけます。この花芽は十月頃になると肉眼でもはっきり新芽の先端に見えてきますが、花芽として植物体内にでき上がるのは六～八月までの間とされています。つまり花芽が終ってから二～三ヶ月の後には来年咲くべき花芽が決まってしまうわけですから、剪定は花の終った直後に行う以外に方法はありません。もし秋に枝を切るとせっかくできたツボミを自分ですてることになりますから、来春の花は見られません。なお花の終ったあとお礼肥をすると樹も元気となり花芽もふえます。